

令和 7 年度
茨城県農業再生協議会通常総会

日 時	令和 7 年 5 月 23 日 (金) 午前 10 時 30 分～
場 所	水戸京成ホテル 2 階「瑠璃の間」

茨城県農業再生協議会

茨城県農業再生協議会通常総会次第

日 時：令和 7 年 5 月 23 日（金）

午前 10 時 30 分～

場 所：水戸京成ホテル 2 階「瑠璃の間」

1 開会

2 あいさつ

3 議事録署名人の選任及び書記任命

4 議事

（1）協議事項

第 1 号議案 役員の補欠選任について

第 2 号議案 令和 6 年度事業報告及び収支決算（案）の承認について

第 3 号議案 令和 7 年度事業計画（案）及び収支予算（案）について

第 4 号議案 茨城県農業再生協議会規約、事務処理規程、会計処理規程及び文書取扱規程の一部改正（案）について

（2）情報提供

① 米をめぐる状況について

② 令和 7 年産における需要に応じた米の生産・販売の推進について

③ 令和 7 年度産地づくりに向けた体制構築支援事業について

④ 令和 7 年度コメ新市場開拓等促進事業及び畑作物産地形成促進事業について

⑤ 飼料用米における多収品種の種子確保について

⑥ 令和 7 年度施設園芸等燃料価格高騰対策事業について

⑦ 国内肥料資源利用拡大対策事業について

⑧ 令和 6 年度下期内部監査結果について

5 閉会

令和7年度 茨城県農業再生協議会 通常総会 出席者名簿

	組 織	役 職	氏 名	出 欠
	茨城県農林水産部	部長	三 宅 建 史	
副会長	茨城県農業協同組合中央会	専務理事	寺 山 正 史	
	全国農業協同組合連合会茨城県本部	副本部長	前 野 三千丈	
	茨城県食糧集荷協同組合	専務理事	藤 枝 弘 幸	
監 事	茨城県食糧販売協同組合	常務理事	土 田 敏 幸	
	茨城県農業共済組合連合会	参事	小 室 隆 則	
	茨城県信用農業協同組合連合会	代表理事専務	岡 部 信 義	委任状
	一般社団法人茨城県農業会議 (茨城県担い手育成総合支援協議会) (茨城県耕作放棄地対策協議会)	専務理事	郡 司 彰	
	茨城県土地改良事業団体連合会	専務理事	金 徹	委任状
	公益社団法人茨城県農林振興公社	常務理事	加倉井 直 樹	
	公益社団法人茨城県畜産協会	専務理事	松 本 茂	委任状
	茨城県農業経営士協会	会長	大曾根 隆	
監 事	茨城県農業法人協会	会長	飯 田 等	
	茨城県認定農業者協議会	会長	岡 部 洋 治	
	茨城県稲作経営者会議	会長	横 田 修 一	
	県北地区農業協同組合協議会	会長	秋 山 豊	
	鹿行地区農業協同組合協議会	会長	菅 谷 正	委任状
	県南地区農業協同組合協議会	会長	神 生 賢 一	委任状
	県西地区農業協同組合協議会	会長	石 塚 克 己	委任状
	茨城県県北農林事務所	所長	植 田 朋 弘	
	茨城県県央農林事務所	所長	飛 田 聡 志	
	茨城県鹿行農林事務所	所長	倉 持 明 彦	
	茨城県県南農林事務所	所長	岩 田 一 俊	
	茨城県県西農林事務所	所長	中 原 健 次	代理：次長 宮本 勝
	茨城県農林水産部産地振興課	課長	松 浦 和 哉	
	茨城県農業協同組合中央会 県域営農支援センター	センター長	柴 崎 弘 治	
オブザーバー	関東農政局茨城県拠点	地方参事官	竹 山 浩 一	

出席者計21名（会員26名中 本人出席19名、代理出席1名、委任状6名、オブザーバー1名）

(随 行)

	組 織	役 職	氏 名
	関東農政局茨城県拠点地方参事官室	総括農政業務推進官	浅 川 純 郎
	関東農政局茨城県拠点地方参事官室	主任農政業務推進官	望 月 弘 樹
	茨城県県北農林事務所農業振興課	課長	内 田 智 子
	茨城県県央農林事務所農業振興課	係長	飯 島 誠

計 4 名

(事 務 局)

	組 織	役 職	氏 名
事務局次長	茨城県農業協同組合中央会 県域営農支援センター	副センター長兼室長	田 中 研 一
	茨城県農業協同組合中央会 県域営農支援センター	農業政策推進室次長	大 関 久 夫
	茨城県農業協同組合中央会 県域営農支援センター		田 口 正 之
	茨城県農業協同組合中央会 県域営農支援センター		大和田 憲 秀
	茨城県農業協同組合中央会 県域営農支援センター		寺 山 義 弘
	茨城県農業協同組合中央会 県域営農支援センター		高 橋 望 美
事務局長	茨城県農林水産部産地振興課	水田農業推進専門監	皆 川 剛
	茨城県農林水産部産地振興課	課長補佐	石 川 正 浩
	茨城県農林水産部産地振興課	係長	川 又 快
	茨城県農林水産部産地振興課	主事	舟 橋 義 貴
	茨城県農林水産部産地振興課	主事	鈴 木 悠 斗
	茨城県農林水産部産地振興課	主事	藤 本 雛 子
	茨城県農林水産部農業技術課	主査	皆 川 博
	茨城県農林水産部農業技術課	主任	高 田 英 明

計14

第 1 号議案 役員の補欠選任について

【提案理由】

当協議会の会長であった鴨川修氏は、令和 7 年 3 月 31 日付け人事発令通知により、茨城県農林水産部長を退任したことから、茨城県農業再生協議会規約第 7 条第 2 項の規定に基づき、会長の選任をお願いしたい。

記

役員	組 織	役 職	氏 名
会長			

(任期は、本総会の終結時から令和 8 年 5 月の通常総会まで)

<参考>

茨城県農業再生協議会規約

(県協議会の会員)

第 5 条 県協議会は、別表 1 に掲げる会員をもって構成する。

(役員の定数及び選任)

第 7 条 県協議会に次の役員を置く。

(1) 会 長 1 名

(2) 副会長 1 名

(3) 監 事 2 名

2 前項の役員は、第 5 条第 1 項の会員の中から総会において選任する。

3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の任期)

第 9 条 役員の任期は、3 年とする。

2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

「別表 1」

会員（第 5 条）

組 織 ・ 団 体	役 職
茨城県	農林水産部長
茨城県農業協同組合中央会	専務理事
全国農業協同組合連合会茨城県本部	副本部長
茨城県食糧集荷協同組合	専務理事
茨城県食糧販売協同組合	常務理事
茨城県農業共済組合連合会	参 事
茨城県信用農業協同組合連合会	代表理事専務
茨城県農業会議 （ 茨城県担い手育成総合支援協議会 ） （ 茨城県耕作放棄地対策協議会 ）	専務理事
茨城県土地改良事業団体連合会	専務理事
公益社団法人茨城県農林振興公社	常務理事
公益社団法人茨城県畜産協会	専務理事
茨城県農業経営士協会	会 長
茨城県農業法人協会	会 長
茨城県認定農業者協議会	会 長
茨城県稲作経営者会議	会 長
県北地区農業協同組合協議会	会 長
鹿行地区農業協同組合協議会	会 長
県南地区農業協同組合協議会	会 長
県西地区農業協同組合協議会	会 長
茨城県	農林水産部産地振興課長
茨城県	県北農林事務所長
茨城県	県央農林事務所長
茨城県	鹿行農林事務所長
茨城県	県南農林事務所長
茨城県	県西農林事務所長
茨城県農業協同組合中央会	県域営農支援センター長
オブザーバー	
関東農政局	地方参事官

第2号議案 令和6年度事業報告及び収支決算（案）の承認について

令和6年度茨城県農業再生協議会 事業報告

事 項	年 月 日	活 動 内 容
経営所得安定対策等の推進 (令和6年産)	R6 4月～6月	ホームページ等を活用した水田農業における需要に応じた生産・販売の推進に係る周知
	4/9, 6/3	経営所得安定対策推進会議（関東農政局・各農林事務所等）
	4/22	令和6年産米の需要に応じた生産・販売に係る地域農業再生協議会等担当者向け説明会 (web開催)
	5/30	「需要に応じた米生産について」ラジオ番組出演（茨城放送）
	5/31	水田農業における需要に応じた生産・販売の推進に係る全国会議 (令和6年産第4回) (テレビ会議)
	6/8	主食用米から新規需要米への転換推進に係る新聞広告掲載（日本農業）
	5月～6月	需要に応じた米生産に係る県内集出荷業者に対する推進（36業者）
	6月	稲作農家向けセーフティネット加入推進チラシ作成・配布（30,000部）
	6/20	水田農業における需要に応じた生産・販売に関する農林水産省キャラバン (地域キャラバン JA常陸)
経営所得安定対策等の推進 (令和7年度に向けた取組)	7月～R7.3月	ホームページ等を活用した水田農業における需要に応じた生産・販売の推進に係る周知
	7/1～11/29	令和7年播種用飼料用イネ種子の予約販売
	7/11	水田農業における需要に応じた生産・販売に関する農林水産省キャラバン（麦・大豆）
	7/11	経営所得安定対策事業等の推進に関する先進事例視察・意見交換（青森県庁、大鰐町役場）
	8/1, 11/6	経営所得安定対策推進会議（関東農政局・各農林事務所等）
	R7 8/1, 11/1, 1/8, 2/7, 3/25	水田農業における需要に応じた生産・販売の推進に係る全国会議 (テレビ会議、8/1令和6年産第5回, 11/1令和7年産第1回, R7.1/8令和7年産第2回, 2/7令和7年産第3回, 3/25令和7年産第4回)
	8/8, 12/10	令和6年産の需要に応じた生産・販売に関する関東農政局キャラバン (地域キャラバン JA北つくば・JA常総ひかり, 茨城県)
	8/29	「お米の需要と生産について」ラジオ番組出演（茨城放送）
	10/1～10/11	令和6年産の需要に応じた生産・販売の推進等に関する各地域協議会との意見交換会（各農林事務所単位で開催）
	11/12	水田農業における需要に応じた生産・販売の推進に係る関東ブロック会議 (オンライン会議)
	R7 1/27	水田農業における需要に応じた生産の推進に関する担当者向け説明会 (web開催)

	2/4	令和6年度水田農業における需要に応じた生産・販売に係るシンポジウムの開催
	1月	生産調整に係るチラシの作成・配布(140,000部)
	1月	水田活用の直接支払交付金における交付対象水田の見直しチラシの作成・配布(100,000部)
	2月	需要に応じた米生産の周知チラシの作成・配布(140,000部)
	2月	水田活用の直接支払交付金の概要チラシの作成・配布(140,000部)
	2/22	水田活用の直接支払交付金の内容に係る新聞広告掲載(日本農業)
	3月	経営所得安定対策冊子の作成・配布(1,800部)
施設園芸等 燃料価格高騰対策事業 の推進	R6 4/17, 5/29, 6/26, 7/2, 25, 8/9, 26, 27	令和5事業年度施設園芸セーフティネット構築事業の発動による補填金交付 (1月分42団体, 2月分42団体, 3月分39団体, 3月分1団体, 4月分26団体, 5月分13団体, 5月分1団体, 6月分5団体)
	8/19	令和6事業年度事業実施計画の承認申請
	9/20	令和5事業年度事業実績の報告
	9月	令和6事業年度農家積立契約締結(42団体352名)
	10月	令和5事業年度農家積立返還、6事業年度農家積立、補助金交付申請
	R7 1/16, 2/14, 3/17	令和6事業年度施設園芸セーフティネット構築事業の発動による補填金交付 (10月分16団体, 11月分40団体, 12月分42団体)
肥料価格高騰対策事業 の運営	R6 4/10	令和5年度肥料価格高騰対策事業補助金実績の報告
	4/10	令和5年度化学肥料低減定着対策事業補助金実績の報告
	7/4, 16, 19	肥料価格高騰対策事業取組実施状況報告に係る説明会の開催
	7/16 ～9/13	事業実施主体から肥料価格高騰対策事業取組実施状況報告書の受付
	12/6	取組実施状況報告書の未提出事業者に対する督促状の発出
	8月～12月	肥料価格高騰対策事業取組実施状況報告書の審査(305事業者)
	12/9～27	肥料価格高騰対策事業 現地調査の実施(15事業者)
稲作農業の 体質強化総合対策事業 (米の超低コ	R6 4/8	令和5年度稲作農業の体質強化総合対策事業の実績報告
	4/22	令和6年度稲作農業の体質強化総合対策事業実施計画書の承認申請
	7/22	令和6年度稲作農業の体質強化総合対策事業実施状況の確認

スト生産支援)の運営	10/23, R7. 3/18	令和6年度稲作農業の体質強化総合対策事業補助金の交付
	R7 1/31	令和6年度稲作農業の体質強化総合対策事業遂行状況の報告
	3/31	令和6年度稲作農業の体質強化総合対策事業実施状況の報告
産地づくりに向けた体制構築支援事業の運営	R6 5/14, 11/6	水田農業高収益化推進連絡会議
	7/18	茨城県畑地化促進事業促進計画の認定申請
	6/11, 7/3, 7/30, 8/6	高収益作物実証ほ現地検討会の開催（古河市、筑西市、那珂市、境町）
	7月	令和7年産飼料用米多収品種の種子確保チラシの作成・配布（30,000部）
	R7 1/10	茨城県畑地化促進事業費補助金遂行状況の報告
	2/4	飼料用米多収コンテストの表彰式(令和6年度水田農業における需要に応じた生産・販売に係るシンポジウムの開催時)
	2月	令和8年産飼料用米多収品種の種子確保チラシの作成・配布（140,000部）
	3/31	茨城県畑地化促進事業の実施状況報告及び事業費補助金実績の報告

総会・監査				
内部監査	R6	4/25	令和5年度下期事業・会計監査	
監事監査		5/7	令和5年度（令和5年4月～令和6年3月）事業・会計監査	
事務局 会 議		5/14	協議事項 ・令和5年度事業報告及び収支決算（案）の承認について ・令和6年度事業計画（案）及び収支予算（案）について	
通常総会		5/23	・茨城県農業再生協議会事務処理規程の一部改正（案）について （全議案原案通り議決）	
臨時総会 （書面決議）		7/18	協議事項 ・役員の補欠選任について 書面議決（全議案原案通り議決）	
内部監査		10/22	令和6年度上期事業・会計監査	
事務局 会 議		12/16	協議事項 ・令和7年産米の生産数量目標に相当する数値等の配分（案）について ・令和7年度産地交付金の活用方法（案）について	
臨時総会		12/25	（全議案原案通り議決）	

令和6年度 収支決算書（案）
（令和6年4月1日から令和7年3月31日）

【経営所得安定対策等推進事業会計】

[収入] (単位：円)

項 目	令和6年度 予 算 額 (A)	令和6年度 決 算 額 (B)	(B) - (A)	備 考
1. 経営所得安定対策等推進 事業費補助金	9,195,000	9,195,000	0	令和6年度補助金（県より交付）
2. 会費負担金	0	0	0	
3. 前期繰越	1,105,921	1,105,921	0	水田農業交付金運営協会負担金繰越
合 計	10,300,921	10,300,921	0	

[支出]

項 目	令和6年度 予 算 額 (A)	令和6年度 決 算 額 (B)	(B) - (A)	備 考
1. 推進事務費（補助金）	9,195,000	9,195,000	0	
①謝金	30,000	0	△ 30,000	
②旅費	50,000	67,588	17,588	先進地視察（青森県）等
③印刷製本費	1,955,000	2,811,983	856,983	普及啓発チラシ代、新聞広告代ほか
④通信運搬費	300,000	196,350	△ 103,650	宅配料・振込手数料
⑤光熱水費	0	0	0	
⑥雑役務費	400,000	385,000	△ 15,000	ホームページ保守料
⑦消耗備品費	0	93,611	93,611	AIボイスレコーダー等
⑧消耗品費	60,000	64,593	4,593	事務用品等
⑨借料・損料	600,000	633,900	33,900	会場借料・事務所借料等
⑩会議費	0	0	0	
⑪備品費	0	0	0	
⑫賃金	5,800,000	4,941,975	△ 858,025	臨時職員人件費
2. 県への返還額	0	0	0	
3. 推進事務費（交付金運営協会分）	200,000	160,879	39,121	
①印刷製本費	0	5,584	△ 5,584	経安概要の冊子作製代不足分
②会議費	100,000	0	100,000	
③補填金	100,000	146,295	△ 46,295	肥料価格高騰対策事業助成
④その他	0	9,000	△ 9,000	飼料用米展示ほ 異品種混入見舞金
4. 予備費（翌年度繰越額）	905,921	945,042	△ 39,121	水田農業交付金運営協会負担金繰越
合 計	10,300,921	10,300,921	0	

令和7年3月31日残高 1,072,587

令和7年4月処理（出納整理期間）

1. ⑦消耗備品費	93,611	4/2 処理
1. ⑧消耗品費	33,933	4/2 処理
3. ④補填金	1	4/16 処理
合 計	127,545	

令和7年4月処理後残高 945,042

令和6年度 収支決算書（案）
（令和6年4月1日から令和7年3月31日）

【施設園芸等燃料価格高騰対策事業会計】

[収入] (単位：円)

項 目	令和6年度 予 算 額 (A)	令和6年度 決 算 額 (B)	(B) - (A)	備 考
1. 燃油価格高騰緊急対策補助金	300,550,276	200,626,506	△ 99,923,770	
①セーフティネット構築事業	300,000,000	200,000,000	△ 100,000,000	概算払い交付申請（100,000,000円×2回） ※令和6事業年度分（11月交付100,000,000円 3月交付）100,000,000円
②推進事業	550,276	626,506	76,230	交付申請額900,000円のうち、令和5事業年 度補助金残高273,494円を引いた額
2. セーフティネット燃油 補填金積立	170,926,354	212,402,601	41,476,247	令和6事業年度農家積立額(296,802,200円： 42団体)の不足分として実際に納付された額
3. 繰越金	390,011,822	390,011,822	0	農家積立金残高：204,296,421円 国補助金残高：185,365,677円 推進事業費：349,724円
合 計	861,488,452	803,040,929	△ 58,447,523	

[支出]

項 目	令和6年度 予 算 額 (A)	令和6年度 決 算 額 (B)	(B) - (A)	備 考
1. セーフティネット構築事業 燃油補填金	860,588,452	322,742,194	△ 537,846,258	施設園芸セーフティネット発動 (1, 2, 3, 4, 5, 6, 10, 11, 12月分 農家積立金：国補助金＝1:1) 令和6事業年度セーフティネット積立金返還分 (2,363,760円：10団体)
2. 事務費	900,000	692,497	△ 207,503	
①旅費	10,000	0	△ 10,000	
②印刷製本費	20,000	0	△ 20,000	
③通信運搬費	200,000	181,500	△ 18,500	振込手数料等
④消耗品費	10,000	0	△ 10,000	
⑤会議費	20,000	0	△ 20,000	
⑥賃金	640,000	510,997	△ 129,003	臨時職員人件費
3. 返還金	0	0	0	
4. 翌年度繰越金	0	479,606,238	479,606,238	農家積立金残高：254,146,090円 国補助金残高：225,176,415円 推進事業費：283,733円
合 計	861,488,452	803,040,929	△ 58,447,523	

令和7年3月31日残高

479,606,238

令和 6 年度 収支決算書 (案)
(令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日)

【肥料価格高騰対策事業会計】

[収入]

(単位: 円)

項 目	令和 6 年度 予 算 額 (A)	令和 6 年度 決 算 額 (B)	(B) - (A)	備 考
1. 肥料価格高騰対策事業費補助金 (国補)	0	0	0	
2. 化学肥料低減定着対策事業費補助金 (国補)	0	0	0	
3. 推進事務費	100,000	146,295	46,295	水田農業交付金運営協会負担金からの繰り入れ
4. 前期繰越	4,874,028	4,874,028	0	R5年度分返還金の未処理分
合 計	4,974,028	5,020,323	46,295	

[支出]

項 目	令和 6 年度 予 算 額 (A)	令和 6 年度 決 算 額 (B)	(B) - (A)	備 考
1. 肥料価格高騰対策事業費補助金 (国補)	0	△ 48,865	△ 48,865	R5年度春肥分支援金戻し等
2. 化学肥料低減定着対策事業費補助金 (国補)	0	0	0	
3. 推進事務費	100,000	146,294	46,294	
①賃金等	0	0	0	
②事業費 (通信・運搬費)	50,000	129,514	79,514	郵送・宅配料等
②事業費 (印刷製本費)	0	0	0	
②事業費 (消耗品費)	50,000	16,780	△ 33,220	コピー用紙等
③委託費	0	0	0	
④雑役務費 (手数料)	0	0	0	
④雑役務費 (租税公課)	0	0	0	
⑤旅費	0	0	0	
4. 返還金	4,874,028	4,922,894	48,866	肥料価格高騰対策, 化学肥料低減定着対策 国への返還金
①補助金返還	4,874,028	4,874,028	0	肥料価格高騰対策: 4,507,113円 化学肥料低減定着: 366,915円
②補助金返還	0	48,866	48,866	R5年度春肥支援金の返還
合 計	4,974,028	5,020,323	46,295	

令和 7 年 3 月 3 1 日残高

0

令和 7 年 4 月処理 (出納整理期間)

[収入]

3. 推進事務費	1
----------	---

4/16 処理

[支出]

1. 肥料価格高騰対策事業費補助金 (国補)	△ 142,039
1. 肥料価格高騰対策事業費補助金 (国補)	93,174

4/8 処理

4/25 処理

令和 7 年 4 月処理後残高

48,866 (R7年度 返還)

令和6年度 収支決算書 (案)

(令和6年4月1日から令和7年3月31日)

【稲作農業の体質強化総合対策事業(米の超低コスト生産支援)会計】

[収入]

(単位:円)

項 目	令和6年度 予 算 額 (A)	令和6年度 決 算 額 (B)	(B) - (A)	備 考
1. 稲作農業の体質強化に向けた 超低コスト産地育成事業補助 金(国補)	7,987,000	7,854,037	△ 132,963	国からの交付
2. 推進事務費	3,000	1,320	△ 1,680	国からの交付
合 計	7,990,000	7,855,357	△ 134,643	

[支出]

項 目	令和6年度 予 算 額 (A)	令和6年度 決 算 額 (B)	(B) - (A)	備 考
1. 補助金	7,987,000	7,854,037	△ 132,963	1件(龍ヶ崎市稲作低コスト 化検討協議会) ※AIを活用した経営管理ソフト・ ドローン活用によるコスト低減効 果の実証
2. 推進事務費	3,000	1,320	△ 1,680	振込手数料
合 計	7,990,000	7,855,357	△ 134,643	

令和6年度 収支決算書（案）

（令和6年4月1日から令和7年3月31日）

【産地づくりに向けた体制構築支援事業会計】

[収入]

(単位：円)

項 目	令和6年度 予 算 額 (A)	令和6年度 決 算 額 (B)	(B) - (A)	備 考
1. 産地づくりに向けた体制構築支援事業費補助金	3,000,000	1,078,519	△ 1,921,481	令和6年度補助金 (県より交付)
合 計	3,000,000	1,078,519	△ 1,921,481	

[支出]

項 目	令和6年度 予 算 額 (A)	令和6年度 決 算 額 (B)	(B) - (A)	備 考
1. 産地づくりに向けた体制構築支援事業費補助金	3,000,000	1,078,519	△ 1,921,481	
①謝金	320,000	452,795	132,795	高収益作物導入実証圃設置の謝金(10ヶ所)
②旅費	60,000	0	△ 60,000	
③印刷製本費	1,200,000	484,000	△ 716,000	畑作物導入、飼料用米多収品種の種子確保に向けたチラシ作成
④通信運搬費	200,000	10,560	△ 189,440	振込手数料
⑤雑役務費	0	0	0	
⑥消耗品費	1,000,000	29,897	△ 970,103	飼料用米多収コンテスト関係費用
⑦借料、損料	100,000	0	△ 100,000	
⑧賃金等	120,000	101,267	△ 18,733	臨時職員人件費
⑨委託費	0	0	0	
⑩返還金	0	0	0	
合 計	3,000,000	1,078,519	△ 1,921,481	

貸借対照表

令和7年3月31日現在

(単位:円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産		流 動 負 債	
現 金 預 金	480,678,825 (480,600,146)	未 払 金	0
未 収 金	0		0
固 定 資 産	0	固 定 負 債	0
		負 債 合 計	0
		(正 味 財 産 の 部)	
		正味財産	480,678,825 (480,600,146)
資 産 合 計	480,678,825 (480,600,146)	負 債 ・ 正 味 財 産 合 計	480,678,825 (480,600,146)

() 内は出納整理後の金額

財 産 目 録

令和7年3月31日現在

【茨城県農業再生協議会（集計）】

（単位：円）

貸借対照表科目		場所・物量等		使用目的等	金額
(流動資産)	現預金	金			0
		金	<普通預金> 茨城県信用農業協同組合連 合会本店	経営所得安定対策等推進 事業費等として	1, 072, 587 (945, 042)
			<普通預金> 茨城県信用農業協同組合連 合会本店	施設園芸等燃料価格高騰 対策事業費として	479, 606, 238 (479, 606, 238)
			<普通預金> 茨城県信用農業協同組合連 合会本店	肥料価格高騰対策事業費 として	0 (48, 866)
			<普通預金> 茨城県信用農業協同組合連 合会本店	稲作農業の体質強化総合対 策事業(米の超低コスト生産 支援)費として	0 (0)
			<普通預金> 茨城県信用農業協同組合連 合会本店	産地づくりに向けた体制 構築支援事業費として	0 (0)
			<預金計>	480, 678, 825 (480, 600, 146)	
		未収金			0
			<未収金計>	0	
流動資産合計					480, 678, 825 (480, 600, 146)
(固定資産)					0
特定資産					0
その他					0
固定資産					0
固定資産合計					0
資産合計					480, 678, 825 (480, 600, 146)
(流動負債)	未払金				0
流動負債合計					0
(固定負債)					
固定負債合計					0
負債合計					0
正味財産					480, 678, 825 (480, 600, 146)

() 内は出納整理後の金額

監 査 報 告 書

本協議会規約第28条の規定により、令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）の資金および業務執行の状況について、事業報告書、収支決算書、貸借対照表および財産目録の各事項の監査を実施しました。

その結果、適正であると認めます。

令和7年5月7日

茨城県農業再生協議会

監事 土田 敏幸



監事 金友田 等



第 3 号議案 令和 7 年度事業計画(案)及び収支予算(案)について

「国内肥料資源利用拡大対策事業」の実施について

【提案理由】

1. 事業概要

肥料の国産化に向けて、畜産業由来の堆肥や下水汚泥資源などの国内資源の肥料利用を推進するため、肥料の原料供給事業者、肥料製造事業者、肥料利用者の連携づくりや施設整備等を支援するもの。

- ・堆肥等の高品質化・ペレット化など、広域流通等に必要な施設整備等を支援
- ・ほ場での効果検証の取組、成分分析、検討会開催、機械導入等を支援

※総会資料「情報提供 7」を参照

2. 茨城県農業再生協議会が事業実施主体となる理由

- ・国が求める事業実施主体の要件に合致する組織であること
- ・当協議会が実施した「肥料価格高騰対策事業」の成果目標（化学肥料使用量を 2030 年までに 20%低減）を実現するために措置された関連事業であること
- ・令和 7 年 4 月 23 日現在、全国 33 カ所で協議会が設立されており、このうち「肥料価格高騰対策事業」を実施した協議会が 25 カ所と大半を占めていること（都道府県農業再生協議会は 17 カ所）

令和7年度茨城県農業再生協議会 事業計画 (案)

事 項	年 月 日	活 動 内 容
経営所得安定対策等の推進 (令和7年産)	R7.4月～6月	令和7年度経営所得安定対策推進状況調査
	4月～6月	ホームページ等を活用した水田農業における需要に応じた生産・販売の推進に係る周知
	4月～6月	経営所得安定対策への加入、水田農業における需要に応じた生産に係る広報活動(新聞広告の掲載、チラシ、ラジオ出演)
	4月～6月	JA系統外米穀業者や県米穀工業協議会会員業者に対する推進
	4/11,6月	経営所得安定対策等推進会議の開催
	4/24	令和7年産米の需要に応じた生産・販売に係る地域農業再生協議会等担当者向け説明会
	4/23, 5月～6月	水田農業における需要に応じた生産・販売に関する農林水産省キャラバン
経営所得安定対策等の推進 (令和8年度に向けた取組)	7月～8月	農産物検査機関に対する水田農業における需要に応じた生産・販売の推進に係る周知
	7月～ R8.3月	ホームページ等を活用した水田農業における需要に応じた生産・販売の推進に係る周知
	7月～R8.3月	水田農業における需要に応じた生産・販売に関する農林水産省キャラバン
	7月～R8.3月	令和8年産に向けた米政策に係る広報活動(新聞広告の掲載、チラシ・冊子の作成・配布等)
	7月～10月	水田農業における需要に応じた生産・販売の推進に係る地域農業再生協議会との意見交換会
	8月～R8.3月	経営所得安定対策等推進会議の開催(随時)
	R8.1月～2月	水田農業における需要に応じた生産・販売の推進に係る地域農業再生協議会等担当者向け説明会
施設園芸等燃料価格高騰対策事業の推進	R7.4月～ R8.3月	施設園芸セーフティネット構築事業の発動による補填金交付
	6月	令和7事業年度 事業計画等の承認申請
	9月	令和6事業年度 事業実績の報告
	8月～9月	セーフティネット契約通知、7事業年度農家積立・交付申請・交付決定・6事業年度農家積立返還
肥料価格高騰対策事業の運営	R7 5月	令和5年度春肥支援金の返還
産地づくりに向けた体制構築支援事業の運営	R7.4月～9月	高収益作物等導入実証ほの設置(5ヶ所)
	5月～8月	高収益作物等導入実証ほ現地検討会の開催(5ヶ所)
	6月～7月	茨城県畑地化促進事業促進計画の認定の申請

	7月～R8.3月	畑地化・ブロックローテーション推進・高収益作物の導入に向けたチラシ作成・配布、新聞広告掲載
	R8.1月～2月	畑地化事例等シンポジウム開催
	3月	令和7年度 事業実績の報告
国内肥料資源利用拡大対策事業の運営	R7 5月	事業応募・事業実施計画書の確認・農政局へ提出（県農業技術課対応）
	6月	協議会設立の承認申請（農政局）
	8月	事業実施主体への交付決定
	R8 1月	遂行状況報告書の提出
	3月	実施状況報告書の提出

総会・監査			
内部監査	R7	4/18	令和6年度下期事業・会計監査（監査員：中央会 齋藤豪氏〈内部監査責任者〉、県産地振興課 佐藤恵利氏）
監事監査		5/7	令和6年度（令和6年4月～令和7年3月）事業・会計監査
事務局 会 議		5/12	協議事項 ・役員の補欠選任について
通常総会		5/23	・令和6年度事業報告及び収支決算（案）の承認について ・令和7年度事業計画（案）及び収支予算（案）について ・茨城県農業再生協議会規約、事務処理規程、会計処理規程及び文書取扱規程の一部改正（案）について
内部監査		11月	令和7年度上半期事業・会計監査
事務局 会 議		12月	協議事項 ・令和8年度産米の生産数量目標に相当する数値等（案）について
臨時総会		12月	・令和8年度経営所得安定対策等の推進（案）について
臨時総会	R8	1月	協議事項 ・令和8年度産地交付金の活用方法（案）について

令和7年度 収支予算書（案）

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

【経営所得安定対策等推進事業会計】

[収入]

(単位：円)

項 目	令和7年度 予算額 (A)	前年度 予算額 (B)	(A) - (B)	備 考
1. 経営所得安定対策等推進事業費補助金	9,149,000	9,195,000	△ 46,000	令和7年度補助金（県より交付）
2. 会費負担金	0	0	0	
3. 前期繰越	945,042	1,105,921	△ 160,879	水田農業交付金運営協会負担金繰越
合 計	10,094,042	10,300,921	△ 206,879	

[支出]

項 目	令和7年度 予算額 (A)	前年度 予算額 (B)	(A) - (B)	備 考
1. 推進事務費	9,149,000	9,195,000	△ 46,000	
①謝金	30,000	30,000	0	講師謝礼
②旅費	60,000	50,000	10,000	
③印刷製本費	2,700,000	1,955,000	745,000	普及啓発チラシ代、新聞広告代ほか
④通信運搬費	250,000	300,000	△ 50,000	宅配料・振込手数料
⑤光熱水費	0	0	0	
⑥雑役務費	400,000	400,000	0	ホームページ保守料
⑦消耗備品費	0	0	0	
⑧消耗品費	59,000	60,000	△ 1,000	事務用品等
⑨借料・損料	650,000	600,000	50,000	会場借料・事務所借料等
⑩会議費	0	0	0	
⑪備品費	0	0	0	
⑫賃金	5,000,000	5,800,000	△ 800,000	臨時職員人件費
2. 県への返還額	0	0	0	
3. 推進事務費（交付金運営協会分）	100,000	200,000	△ 100,000	
①印刷製本費	0	0	0	
②通信運搬費	0	0	0	
③会議費	100,000	100,000	0	総会経費
④補填金	0	100,000	△ 100,000	
4. 予備費（翌年度繰越額）	845,042	905,921	△ 60,879	水田農業交付金運営協会負担金繰越
合 計	10,094,042	10,300,921	△ 206,879	

令和7年度 収支予算書（案）

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

【施設園芸等燃料価格高騰対策事業会計】

〔収入〕

（単位：円）

項 目	令和7年度 予 算 額 (A)	前 年 度 予 算 額 (B)	(A) - (B)	備 考
1. 燃料価格高騰緊急対策補助金 (国補助金交付額)	200,616,267	300,550,276	△ 99,934,009	
①セーフティネット構築事業	200,000,000	300,000,000	△ 100,000,000	令和6事業年度国補助金請求実績 (200,000,000円)と同額を計上。
②推進事業	616,267	550,276	65,991	交付申請予定額900,000円のうち、繰越残 高283,733円を引いたもの。
2. セーフティネット農家積立金	212,402,601	170,926,354	41,476,247	積立金の見込額として令和6事業年度に納 付された農家積立額を計上。
3. 繰越金	479,606,238	390,011,822	89,594,416	農家積立金残高：254,146,090円 国補助金残高：225,176,415円 推進事業費：283,733円
合 計	892,625,106	861,488,452	31,136,654	

〔支出〕

項 目	令和7年度 予 算 額 (A)	前 年 度 予 算 額 (B)	(A) - (B)	備 考
1. セーフティネット構築事業	891,725,106	860,588,452	31,136,654	R7施設園芸セーフティネット発動見込み (農家積立金：国補助金=1:1) R6事業年度セーフティネット積立金返還分
2. 事務費	900,000	900,000	0	
①旅費	50,000	10,000	40,000	
②印刷製本費	20,000	20,000	0	
③通信運搬費	200,000	200,000	0	振込手数料等
④消耗品費	30,000	10,000	20,000	
⑤会議費	50,000	20,000	30,000	
⑥賃金	550,000	640,000	△ 90,000	臨時職員人件費
合 計	892,625,106	861,488,452	31,136,654	

令和7年度 収支予算書（案）

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

【肥料価格高騰対策事業会計】

〔収入〕

（単位：円）

項 目	令和7年度 予 算 額 (A)	前 年 度 予 算 額 (B)	(A) - (B)	備 考
1. 肥料価格高騰対策事業費補助金（国補）	0	0	0	
2. 推進事務費	0	100,000	△ 100,000	
3. 前期繰越	48,866	4,874,028	△ 4,825,162	R5年度補助金分返還の未処理分
合 計	48,866	4,974,028	△ 4,925,162	

〔支出〕

項 目	令和7年度 予 算 額 (A)	前 年 度 予 算 額 (B)	(A) - (B)	備 考
1. 肥料価格高騰対策事業費補助金（国補）	0	0	0	
2. 推進事務費	0	100,000	△ 100,000	
①賃金等	0	0	0	
②事業費（通信・運搬費）	0	50,000	△ 50,000	
②事業費（印刷製本費）	0	0	0	
②事業費（消耗品費）	0	50,000	△ 50,000	
③委託費	0	0	0	
④雑役務費（手数料）	0	0	0	
④雑役務費（租税公課）	0	0	0	
⑤旅費	0	0	0	
3. 返還金	48,866	4,874,028	△ 4,825,162	R5年度肥料価格高騰対策補助金分 国への返還金
合 計	48,866	4,974,028	△ 4,925,162	

令和 7 年度 収支予算書（案）

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

【産地づくりに向けた体制構築支援事業会計】

[収入]

(単位：円)

項 目	令和 7 年度 予 算 額 (A)	前 年 度 予 算 額 (B)	(A) - (B)	備 考
1. 産地づくりに向けた体制構築支援事業費補助金	3,000,000	3,000,000	0	令和 7 年度補助金（県より交付）
合 計	3,000,000	3,000,000	0	

[支出]

項 目	令和 7 年度 予 算 額 (A)	前 年 度 予 算 額 (B)	(A) - (B)	備 考
1. 産地づくりに向けた体制構築支援事業費補助金	3,000,000	3,000,000	0	
①謝金	500,000	320,000	180,000	講師謝金（畑地化事例等） 高収益作物導入実証圃設置の謝金
②旅費	300,000	60,000	240,000	県内旅費・講師旅費・県外先進地視察旅費
③印刷製本費	1,500,000	1,200,000	300,000	畑地化、飼料用米等チラシ作成、新聞広告代ほか
④通信運搬費	50,000	200,000	△ 150,000	振込手数料
⑤雑役務費	0	0	0	
⑥消耗品費	400,000	1,000,000	△ 600,000	事務用品、飼料用米多収コンテスト関係費用等
⑦借料・損料	100,000	100,000	0	現地検討会等会場借料
⑧賃金	150,000	120,000	30,000	臨時職員人件費
⑨委託費	0	0	0	
合 計	3,000,000	3,000,000	0	

令和 7 年度 収支予算書（案）

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

【国内肥料資源利用拡大対策事業会計】

[収入]

(単位：円)

項 目	令和 7 年度 予 算 額 (A)	前 年 度 予 算 額 (B)	(A)－ (B)	備 考
1. 国内肥料資源利用拡大対策事業費補助金（国補）	30,000,000	0	30,000,000	国からの交付金
2. 推進事務費	303,000	0	303,000	
合 計	30,303,000	0	30,303,000	

[支出]

項 目	令和 7 年度 予 算 額 (A)	前 年 度 予 算 額 (B)	(A)－ (B)	備 考
1. 国内肥料資源利用拡大対策事業費補助金（国補）	30,000,000	0	30,000,000	申請予定件数 3 件
2. 推進事務費	303,000	0	303,000	
①賃金等	260,000	0	260,000	臨時職員人件費
②事務費（通信・運搬費）	3,000	0	3,000	採択通知等郵送費用
②事務費（印刷製本費）	20,000	0	20,000	印刷, コピー代等
②事務費（消耗品費）	10,000	0	10,000	ファイル, 文具代他
③雑役務費（手数料）	10,000	0	10,000	取組実施者への振込手数料他
合 計	30,303,000	0	30,303,000	

※県再生協議会の通常会計とは別に管理する。（新規口座開設予定）

第4号議案

茨城県農業再生協議会規約、事務処理規程、会計処理規程及び文書取扱規程の一部改正（案）
について

【提案理由】

以下の理由により、規約、事務処理規程、会計処理規程及び文書取扱規程の一部改正を行うもの。

- 「国内肥料資源利用拡大対策事業」において、茨城県農業再生協議会が事業実施主体となって事業を執行するため、規約、事務処理規程、会計処理規程及び文書取扱規程の一部改正を行うものである。
- 県農業再生協議会事務局長については、県産地振興課主査が務めていたが、令和7年度より県産地振興課水田農業推進専門監が務めることとなったため、事務処理規程の一部改正を行うものである。

新		旧	
平成23年 8月18日制定 平成24年 5月24日改正 平成25年 2月26日改正 平成25年 5月23日改正 平成26年 3月 6日改正 平成26年 5月28日改正 平成26年12月18日改正 平成27年 3月30日改正 平成27年 5月26日改正 平成27年12月17日改正 平成28年 5月27日改正 平成29年12月22日改正 令和 4年 9月20日改正 令和 5年 7月18日改正	平成23年 8月18日制定 平成24年 5月24日改正 平成25年 2月26日改正 平成25年 5月23日改正 平成26年 3月 6日改正 平成26年 5月28日改正 平成26年12月18日改正 平成27年 3月30日改正 平成27年 5月26日改正 平成27年12月17日改正 平成28年 5月27日改正 平成29年12月22日改正 令和 4年 9月20日改正 令和 5年 7月18日改正		
第1条～第3条 (略) (事業)	第1条～第3条 (略) (事業)	第1条～第3条 (略) (事業)	第1条～第3条 (略) (事業)
第4条 県協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。 (1) 経営所得安定対策の推進に関すること。 (2) 集落営農の推進に関すること。 (3) 経営所得安定対策の対象作物の生産数量目標に相当する数値等の設定に関すること。 (4) 農地の利用集積（農地中間管理事業）に関すること。 (5) 耕作放棄地の再生利用に関すること。 (6) 担い手の育成・確保に関すること。 (7) 施設園芸等燃料価格高騰対策に関すること。 (8) 肥料価格高騰対策に関すること。 (9) 国内肥料資源利用拡大対策事業に関すること。 (10) その他、地域農業を振興するために必要なこと。	第4条 県協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。 (1) 経営所得安定対策の推進に関すること。 (2) 集落営農の推進に関すること。 (3) 経営所得安定対策の対象作物の生産数量目標に相当する数値等の設定に関すること。 (4) 農地の利用集積（農地中間管理事業）に関すること。 (5) 耕作放棄地の再生利用に関すること。 (6) 担い手の育成・確保に関すること。 (7) 施設園芸等燃料価格高騰対策に関すること。 (8) 肥料価格高騰対策に関すること。 (9) その他、地域農業を振興するために必要なこと。	第4条 県協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。 (1) 経営所得安定対策の推進に関すること。 (2) 集落営農の推進に関すること。 (3) 経営所得安定対策の対象作物の生産数量目標に相当する数値等の設定に関すること。 (4) 農地の利用集積（農地中間管理事業）に関すること。 (5) 耕作放棄地の再生利用に関すること。 (6) 担い手の育成・確保に関すること。 (7) 施設園芸等燃料価格高騰対策に関すること。 (8) 肥料価格高騰対策に関すること。 (9) その他、地域農業を振興するために必要なこと。	第4条 県協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。 (1) 経営所得安定対策の推進に関すること。 (2) 集落営農の推進に関すること。 (3) 経営所得安定対策の対象作物の生産数量目標に相当する数値等の設定に関すること。 (4) 農地の利用集積（農地中間管理事業）に関すること。 (5) 耕作放棄地の再生利用に関すること。 (6) 担い手の育成・確保に関すること。 (7) 施設園芸等燃料価格高騰対策に関すること。 (8) 肥料価格高騰対策に関すること。 (9) その他、地域農業を振興するために必要なこと。
第5条～第23条 (略) (資金)	第5条～第23条 (略) (資金)	第5条～第23条 (略) (資金)	第5条～第23条 (略) (資金)
第24条 県協議会の資金は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 経営所得安定対策等推進事業費補助金	第24条 県協議会の資金は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 経営所得安定対策等推進事業費補助金	第24条 県協議会の資金は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 経営所得安定対策等推進事業費補助金	第24条 県協議会の資金は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 経営所得安定対策等推進事業費補助金

(2) 施設園芸等燃料価格高騰対策事業費推進費補助金及び積立金 (3) 肥料価格高騰対策事業費補助金 (4) 国内肥料資源利用拡大対策事業費補助金 (5) その他の収入 第25条～第32条 (略)	(2) 施設園芸等燃料価格高騰対策事業費推進費補助金及び積立金 (3) 肥料価格高騰対策事業費補助金 (新設) (4) その他の収入 第25条～第32条 (略)
附 則 1 この規約は、平成23年8月18日から施行する。 この規約は、平成24年5月24日から施行する。 この規約は、平成25年2月26日から施行する。 この規約は、平成25年5月23日から施行する。 この規約は、平成26年3月6日から施行する。 この規約は、平成26年5月28日から施行する。 この規約は、平成26年12月18日から施行する。 この規約は、平成27年3月30日から施行する。 この規約は、平成27年5月26日から施行する。 この規約は、平成27年12月17日から施行する。 この規約は、平成28年5月27日から施行する。 この規約は、平成29年12月22日から施行する。 この規約は、令和4年9月20日から施行する。 この規約は、令和5年7月18日から施行する。 2 県協議会は、本協議会に移管した茨城県水田農業交付金運営協会の財産・権利及び義務を承継する。	附 則 1 この規約は、平成23年8月18日から施行する。 この規約は、平成24年5月24日から施行する。 この規約は、平成25年2月26日から施行する。 この規約は、平成25年5月23日から施行する。 この規約は、平成26年3月6日から施行する。 この規約は、平成26年5月28日から施行する。 この規約は、平成26年12月18日から施行する。 この規約は、平成27年3月30日から施行する。 この規約は、平成27年5月26日から施行する。 この規約は、平成27年12月17日から施行する。 この規約は、平成28年5月27日から施行する。 この規約は、平成29年12月22日から施行する。 この規約は、令和4年9月20日から施行する。 この規約は、令和5年7月18日から施行する。 2 県協議会は、本協議会に移管した茨城県水田農業交付金運営協会の財産・権利及び義務を承継する。

新	旧
平成23年 8月18日制定 平成25年 2月26日改正 平成25年 5月23日改正 平成26年 3月 6日改正 平成27年 3月30日改正 平成27年 5月26日改正 平成28年 5月27日改正 平成29年12月22日改正 令和 3年 6月15日改正 令和 3年 9月22日改正 令和 4年 9月20日改正 令和 5年 7月18日改正 令和 6年 5月23日改正	平成23年 8月18日制定 平成25年 2月26日改正 平成25年 5月23日改正 平成26年 3月 6日改正 平成27年 3月30日改正 平成27年 5月26日改正 平成28年 5月27日改正 平成29年12月22日改正 令和 3年 6月15日改正 令和 3年 9月22日改正 令和 4年 9月20日改正 令和 5年 7月18日改正 令和 6年 5月23日改正
第1条～第2条 (略) (事務処理体制)	第1条～第2条 (略) (事務処理体制)
第3条 県協議会の事務処理は、次の各号に掲げる事務の区分ごとに、当該各号に掲げる事務責任者を置き、分担して行うものとする。 (事務の区分) (1) 経営所得安定対策等推進事業の実施に係る事務 茨城県 農林水産部 産地振興課 主査 (2) 農地の利用集積に係る事務 茨城県 農林水産部 産地振興課 主査 (3) 耕作放棄地の再生利用に係る事務 茨城県 農林水産部 産地振興課 主査 (4) 担い手の育成・確保に係る事務 茨城県 農林水産部 産地振興課 主査 (5) 施設園芸等燃料価格高騰対策の実施に係る事務 茨城県 農林水産部 産地振興課 課長補佐 (施設野菜・果樹花き) (6) 水田農業における生産振興に係る事務 茨城県 農林水産部 産地振興課 主査 (7) 高収益作物次期作における支援交付金に係る事務 茨城県 農林水産部 産地振興課 主査 (8) 肥料価格高騰対策事業の実施に係る事務	第3条 県協議会の事務処理は、次の各号に掲げる事務の区分ごとに、当該各号に掲げる事務責任者を置き、分担して行うものとする。 (事務の区分) (1) 経営所得安定対策等推進事業の実施に係る事務 茨城県 農林水産部 産地振興課 主査 (2) 農地の利用集積に係る事務 茨城県 農林水産部 産地振興課 主査 (3) 耕作放棄地の再生利用に係る事務 茨城県 農林水産部 産地振興課 主査 (4) 担い手の育成・確保に係る事務 茨城県 農林水産部 産地振興課 主査 (5) 施設園芸等燃料価格高騰対策の実施に係る事務 茨城県 農林水産部 産地振興課 課長補佐 (施設野菜・果樹花き) (6) 水田農業における生産振興に係る事務 茨城県 農林水産部 産地振興課 主査 (7) 高収益作物次期作における支援交付金に係る事務 茨城県 農林水産部 産地振興課 主査 (8) 肥料価格高騰対策事業の実施に係る事務

(9) 園内肥料資源利用拡大対策事業の実施に係る事務	茨城県 農林水産部 農業技術課長
第4条（略）	茨城県 農林水産部 農業技術課長
附 則	（新設）
この規程は、平成23年8月18日から施行する。	第4条（略）
この規程は、平成25年2月26日から施行する。	この規程は、平成23年8月18日から施行する。
この規程は、平成25年5月23日から施行する。	この規程は、平成25年2月26日から施行する。
この規程は、平成26年3月6日から施行する。	この規程は、平成25年5月23日から施行する。
この規程は、平成27年3月30日から施行する。	この規程は、平成26年3月6日から施行する。
この規程は、平成27年5月26日から施行する。	この規程は、平成27年3月30日から施行する。
この規程は、平成28年5月27日から施行する。	この規程は、平成27年5月26日から施行する。
この規程は、平成28年12月22日から施行する。	この規程は、平成28年5月27日から施行する。
この規程は、令和3年6月15日から施行する。	この規程は、平成29年12月22日から施行する。
この規程は、令和3年9月22日から施行する。	この規程は、令和3年6月15日から施行する。
この規程は、令和4年9月20日から施行する。	この規程は、令和3年9月22日から施行する。
この規定は、令和5年7月18日から施行する。	この規程は、令和4年9月20日から施行する。
この規程は、令和6年4月1日から施行する。	この規程は、令和5年7月18日から施行する。
この規程は、令和7年 月 日から施行する。	この規程は、令和6年4月1日から施行する。

新	旧
平成23年 8月18日制定 平成25年 2月26日改正 平成25年 5月23日改正 平成26年 3月 6日改正 平成26年 5月28日改正 平成27年 3月30日改正 平成27年 5月26日改正 平成27年 12月17日改正 平成28年 5月27日改正 平成29年 12月22日改正 平成30年 3月23日改正 平成30年 12月26日改正 令和 3年 6月15日改正 令和 3年 9月22日改正 令和 4年 9月20日改正 令和 5年 7月18日改正	平成23年 8月18日制定 平成25年 2月26日改正 平成25年 5月23日改正 平成26年 3月 6日改正 平成26年 5月28日改正 平成27年 3月30日改正 平成27年 5月26日改正 平成27年 12月17日改正 平成28年 5月27日改正 平成29年 12月22日改正 平成30年 3月23日改正 平成30年 12月26日改正 令和 3年 6月15日改正 令和 3年 9月22日改正 令和 4年 9月20日改正 令和 5年 7月18日改正
第1条～第3条 (略) (会計区分) 第4条 県協議会の会計区分は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ事業年度ごとに区分して経理する。 (1) 経営所得安定対策等推進事業会計 (2) 施設園芸等燃料価格高騰対策事業会計 (3) 肥料価格高騰対策事業会計 (4) 国内肥料資源利用拡大対策事業会計 第5条～第7条 (略) 第8条 次の各号に掲げる茨城県農業再生協議会事務処理規程（以下「事務処理規程」という。）第3条に定める各事務の区分ごとに当該各号に掲げる経理責任者を置く。 (事務の区分) (経理責任者) (1) 経営所得安定対策等推進事業の実施に係る事務 茨城県農業協同組合中央会 県営農業支援センター 農政策推進室長 (2) 農地の利用集積に係る事務	第1条～第3条 (略) (会計区分) 第4条 県協議会の会計区分は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ事業年度ごとに区分して経理する。 (1) 経営所得安定対策等推進事業会計 (2) 施設園芸等燃料価格高騰対策事業会計 (3) 肥料価格高騰対策事業会計 (新設) 第5条～第7条 (略) 第8条 次の各号に掲げる茨城県農業再生協議会事務処理規程（以下「事務処理規程」という。）第3条に定める各事務の区分ごとに当該各号に掲げる経理責任者を置く。 (事務の区分) (経理責任者) (1) 経営所得安定対策等推進事業の実施に係る事務 茨城県農業協同組合中央会 県営農業支援センター 農政策推進室長 (2) 農地の利用集積に係る事務

茨城県農業協同組合中央会 県営農支援センター 農業政策推進室長	茨城県農業協同組合中央会 県営農支援センター 農業政策推進室長
(3) 耕作放棄地の再生利用に係る事務	(3) 耕作放棄地の再生利用に係る事務
茨城県農業協同組合中央会 県営農支援センター 農業政策推進室長	茨城県農業協同組合中央会 県営農支援センター 農業政策推進室長
(4) 担い手の育成・確保に係る事務	(4) 担い手の育成・確保に係る事務
茨城県農業協同組合中央会 県営農支援センター 農業政策推進室長	茨城県農業協同組合中央会 県営農支援センター 農業政策推進室長
(5) 施設園芸等燃料価格高騰対策の実施に係る事務	(5) 施設園芸等燃料価格高騰対策の実施に係る事務
茨城県農業協同組合中央会 県営農支援センター 農業政策推進室長	茨城県農業協同組合中央会 県営農支援センター 農業政策推進室長
(6) 水田農業における生産振興に係る事務	(6) 水田農業における生産振興に係る事務
茨城県農業協同組合中央会 県営農支援センター 農業政策推進室長	茨城県農業協同組合中央会 県営農支援センター 農業政策推進室長
(7) 高収益作物次期作における支援交付金に係る事務	(7) 高収益作物次期作における支援交付金に係る事務
茨城県農業協同組合中央会 県営農支援センター 農業政策推進室長	茨城県農業協同組合中央会 県営農支援センター 農業政策推進室長
(8) 肥料価格高騰対策事業の実施に係る事務	(8) 肥料価格高騰対策事業の実施に係る事務
茨城県農業協同組合中央会 県営農支援センター 農業政策推進室長	茨城県農業協同組合中央会 県営農支援センター 農業政策推進室長
(9) 国内肥料資源利用拡大対策事業の実施に係る事務	(9) 国内肥料資源利用拡大対策事業の実施に係る事務
茨城県農業協同組合中央会 県営農支援センター 農業政策推進室長	茨城県農業協同組合中央会 県営農支援センター 農業政策推進室長
2 前項の各事務の区分の経理責任者は、当該事務に係る事務処理規程第3条第1項の事務責任者又は当該事務に係る茨城県農業再生協議会文書取扱規程第5条による文書管理責任者を兼務することができる。	2 前項の各事務の区分の経理責任者は、当該事務に係る事務処理規程第3条第1項の事務責任者又は当該事務に係る茨城県農業再生協議会文書取扱規程第5条による文書管理責任者を兼務することができる。
(帳簿書類の保存及び処分) 第9条～第38条 (略)	(帳簿書類の保存及び処分) 第9条～第38条 (略)
附 則	附 則
この規程は、平成23年8月18日から施行する。	この規程は、平成23年8月18日から施行する。
この規程は、平成25年2月26日から施行する。	この規程は、平成25年2月26日から施行する。
この規程は、平成25年5月23日から施行する。	この規程は、平成25年5月23日から施行する。
この規程は、平成26年3月6日から施行する。	この規程は、平成26年3月6日から施行する。
この規程は、平成26年5月28日から施行する。	この規程は、平成26年5月28日から施行する。
この規程は、平成27年3月30日から施行する。	この規程は、平成27年3月30日から施行する。
この規程は、平成27年5月26日から施行する。	この規程は、平成27年5月26日から施行する。
この規程は、平成27年12月17日から施行する。	この規程は、平成27年12月17日から施行する。
この規程は、平成28年5月27日から施行する。	この規程は、平成28年5月27日から施行する。
この規程は、平成29年12月22日から施行する。	この規程は、平成29年12月22日から施行する。
この規程は、平成30年3月23日から施行する。	この規程は、平成30年3月23日から施行する。
この規程は、平成30年12月26日から施行する。	この規程は、平成30年12月26日から施行する。
この規程は、令和3年6月15日から施行する。	この規程は、令和3年6月15日から施行する。
この規程は、令和3年9月22日から施行する。	この規程は、令和3年9月22日から施行する。
この規程は、令和4年9月20日から施行する。	この規程は、令和4年9月20日から施行する。

この規程は、令和5年7月18日から施行する。 この規程は、令和7年 月 日から施行する。	この規程は、令和5年7月18日から施行する。
---	------------------------

新	旧
平成23年 8月18日制定 平成25年 2月26日改正 平成25年 5月23日改正 平成26年 3月 6日改正 平成27年 3月30日改正 平成27年 5月26日改正 平成28年 5月27日改正 平成29年12月22日改正 令和 3年 6月15日改正 令和 3年 9月22日改正 令和 4年 9月20日改正 令和 5年 7月18日改正	平成23年 8月18日制定 平成25年 2月26日改正 平成25年 5月23日改正 平成26年 3月 6日改正 平成27年 3月30日改正 平成27年 5月26日改正 平成28年 5月27日改正 平成29年12月22日改正 令和 3年 6月15日改正 令和 3年 9月22日改正 令和 4年 9月20日改正 令和 5年 7月18日改正
第1条～第4条(略) (文書管理責任者) 第5条 次の各号に掲げる茨城県農業再生協議会事務処理規程(以下「事務処理規程」という。)第3条に定める各事務の区分ごとに当該各号に掲げる文書管理責任者を置く。 (事務の区分) (1) 経営所得安定対策等推進事業の実施に係る事務 茨城県農業協同組合中央会 県営農業支援センター 農業政策推進室長 (2) 農地の利用集積に係る事務 茨城県農業協同組合中央会 県営農業支援センター 農業政策推進室長 (3) 耕作放棄地の再生利用に係る事務 茨城県農業協同組合中央会 県営農業支援センター 農業政策推進室長 (4) 担い手の育成・確保に係る事務 茨城県農業協同組合中央会 県営農業支援センター 農業政策推進室長 (5) 施設園芸等燃料価格高騰対策の実施に係る事務 茨城県農業協同組合中央会 県営農業支援センター 農業政策推進室長 (6) 水田農業における生産振興に係る事務 茨城県農業協同組合中央会 県営農業支援センター 農業政策推進室長 (7) 高収益作物次期作における支援交付金に係る事務 茨城県農業協同組合中央会 県営農業支援センター 農業政策推進室長	第1条～第4条(略) (文書管理責任者) 第5条 次の各号に掲げる茨城県農業再生協議会事務処理規程(以下「事務処理規程」という。)第3条に定める各事務の区分ごとに当該各号に掲げる文書管理責任者を置く。 (事務の区分) (1) 経営所得安定対策等推進事業の実施に係る事務 茨城県農業協同組合中央会 県営農業支援センター 農業政策推進室長 (2) 農地の利用集積に係る事務 茨城県農業協同組合中央会 県営農業支援センター 農業政策推進室長 (3) 耕作放棄地の再生利用に係る事務 茨城県農業協同組合中央会 県営農業支援センター 農業政策推進室長 (4) 担い手の育成・確保に係る事務 茨城県農業協同組合中央会 県営農業支援センター 農業政策推進室長 (5) 施設園芸等燃料価格高騰対策の実施に係る事務 茨城県農業協同組合中央会 県営農業支援センター 農業政策推進室長 (6) 水田農業における生産振興に係る事務 茨城県農業協同組合中央会 県営農業支援センター 農業政策推進室長 (7) 高収益作物次期作における支援交付金に係る事務 茨城県農業協同組合中央会 県営農業支援センター 農業政策推進室長

(8) 肥料価格高騰対策の実施に係る事務 茨城県農業協同組合中央会 県域営農支援センター 農業政策推進室長 (9) 国内肥料資源利用拡大対策事業の実施に係る事務 茨城県農業協同組合中央会 県域営農支援センター 農業政策推進室長	(8) 肥料価格高騰対策の実施に係る事務 茨城県農業協同組合中央会 県域営農支援センター 農業政策推進室長 (新設)
2 前項の文書管理責任者は、当該事務に係る事務処理規程第3条第1項の事務責任者又は当該事務に係る茨城県農業再生協議会会計処理規程（以下「会計処理規程」という。）第8条第1項の経理責任者を兼務することができる。 第6条～第24条（略） 附 則 この規程は、平成23年8月18日から施行する。 この規程は、平成25年2月26日から施行する。 この規程は、平成25年5月23日から施行する。 この規程は、平成26年3月6日から施行する。 この規程は、平成27年3月30日から施行する。 この規程は、平成27年5月26日から施行する。 この規程は、平成28年5月27日から施行する。 この規程は、平成29年12月22日から施行する。 この規程は、令和3年6月15日から施行する。 この規程は、令和3年9月22日から施行する。 この規程は、令和4年9月20日から施行する。 この規程は、令和5年7月18日から施行する。 この規程は、令和7年 月 日から施行する。	2 前項の文書管理責任者は、当該事務に係る事務処理規程第3条第1項の事務責任者又は当該事務に係る茨城県農業再生協議会会計処理規程（以下「会計処理規程」という。）第8条第1項の経理責任者を兼務することができる。 第6条～第24条（略） 附 則 この規程は、平成23年8月18日から施行する。 この規程は、平成25年2月26日から施行する。 この規程は、平成25年5月23日から施行する。 この規程は、平成26年3月6日から施行する。 この規程は、平成27年3月30日から施行する。 この規程は、平成27年5月26日から施行する。 この規程は、平成28年5月27日から施行する。 この規程は、平成29年12月22日から施行する。 この規程は、令和3年6月15日から施行する。 この規程は、令和3年9月22日から施行する。 この規程は、令和4年9月20日から施行する。 この規程は、令和5年7月18日から施行する。

令和 7 年 5 月
茨城県農業再生協議会

令和 7 年産における需要に応じた米の生産・販売の推進について

1 現状

令和 6 年産においては、新規需要米や高収益作物等、安定した需要が見込まれる品目への転換を図ってきた結果、加工用米、輸出用米、米粉用米において作付面積が拡大したところである。しかし、高温の影響による精米歩留まりの低下や訪日外国人による米の需要量増加等により、全国的に民間在庫量が低く推移し、米価が高騰したため、主食用米の作付面積は大きく増加している。

中長期的な主食用米の需要量は減少すると見込まれている中、今後も本県水田農業の発展と水田経営の安定化を図るため、中長期的な視点に立った取組を推進していく。

2 目標

令和 6 年 12 月に開催した茨城県農業再生協議会臨時総会において、「生産数量目標に相当する数値」が決定されたところであり、関係機関一丸となって取り組み、これらの数値を達成する。

3 主な推進方法

(1) これまでの取組

- ソーシャルメディア（Facebook）、ホームページを活用した情報発信
- 地域別意見交換会の開催（令和 6 年 10 月）
- 県設定産地交付金メニューの内容を拡充（令和 6 年 12 月）
 - 「飼料用米（多収品種）拡大加算」を新規設定
 - 「新規需要米生産性向上等の取組への加算」対象品目：加工用米を追加
交付単価：新市場開拓用米を 12,000 円/10a に増額
 - 「米粉用米の複数年契約取組加算」交付単価：6,000 円/10a に増額
- 担当者向け説明会、需要に応じた生産に係るシンポジウムの開催（1 月、2 月、4 月）
- 需要に応じた米生産推進チラシの作成・配布（令和 7 年 2、3 月）
- ホームページでの飼料用米生産ガイドの公表、収入試算ツールの運用（令和 5 年 5 月～）
- 新聞広告の掲載（令和 6 年 6 月、令和 7 年 2 月）
- 県米穀工業協議会会員への需要に応じた生産に向けた協力依頼文書の送付（令和 7 年 3 月）

表：令和 7 年産米の作付動向（県農業再生協議会調べ）

（単位：ha）

	水稻の作付面積 [※]											目安と主食用米の差 ⑥－①
	生産数量目標に相当する数値(目安)	全水稻	加工用米	新規需要米						備蓄米	主食用米	
	①	②	③	④	米粉用米	飼料用米	WCS	新市場開拓用米	その他	⑤	⑥＝ ②－③－④－⑤	
R5	59,668	74,300	947	15,365	55	13,886	653	762	9	217	57,800	▲1,868
R6	59,664	73,500	1,291	12,176	95	10,347	638	1,089	7	125	59,900	236
R7 見込 (4 月末時点)	60,910	73,500	1,035	7,739	105	6,142	579	907	7	0	64,726	3,816
差 (R7-R6)	1,246	0	▲256	▲4,437	10	▲4,205	▲59	▲182	0	▲125	4,826	3,580

※ 四捨五入の関係で合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

(2) 今後の取組

- 集出荷団体及び事業者を対象に、中長期的な視点に立った、需要に応じた生産の必要性の周知と生産者への情報提供を依頼

令和 7 年 5 月

茨城県農業再生協議会

令和 7 年度産地づくりに向けた体制構築支援事業について

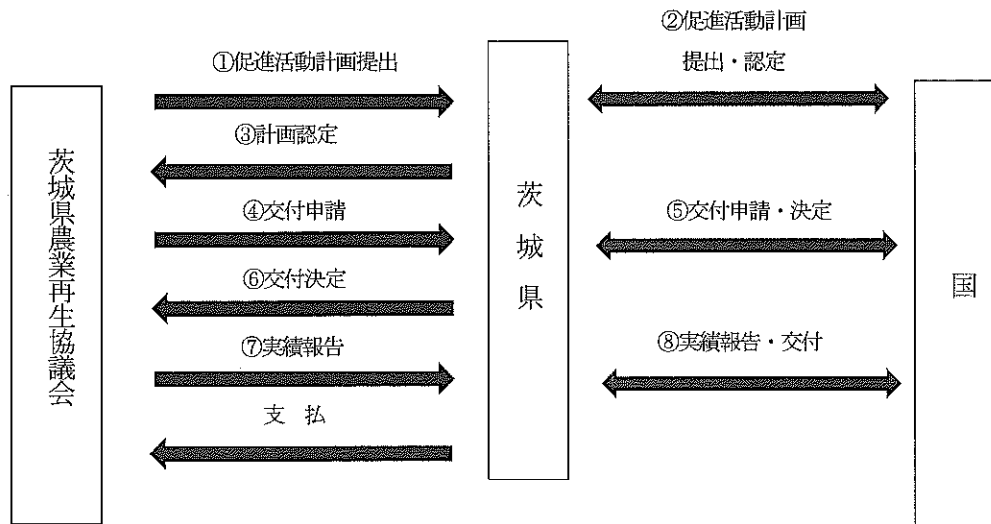
1 目 的

水田の畑地利用への円滑な移行を促すため、畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、団地化やブロックローテーションの体制構築等を進める。

2 内 容

- (1) 概 要： 畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、団地化やブロックローテーションの体制構築のための調整（現地確認や打合せなど）に要する経費を支援。
- (2) 実施主体： 茨城県農業再生協議会
- (3) 事業費： 3,000 千円（国への要望額）
- (4) 補助率： 定額
- (5) 主な取組内容
 - ・畑地化による畑作物の収量向上等の実証・普及
 - ・畑地化やブロックローテーションの実施にむけた実態調査の実施
- (6) 対象経費：謝金、旅費、賃金及び共済費等、事務等経費、委託費、借上費、需用費、役務費

3 事務フロー図



4 スケジュール（予定）

- ・令和 7 年 3 月 要望調査（国へ要望済み）
- ・令和 7 年 8 月 採択結果通知、促進活動計画に係る国への協議、計画認定
- ・ 9 月 国へ補助金交付申請、交付決定

令和 7 年 5 月
茨城県農業再生協議会

令和 7 年度コメ新市場開拓等促進事業及び畑作物産地形成促進事業について

1 コメ新市場開拓等促進事業

- (1) 概 要：水田農業を新たな需要拡大が期待される作物等を生産する農業へ転換することを目的として、実需者との結び付きの下で低コスト生産等に取り組む生産者を支援。
- (2) 対象作物：水田において令和 7 年産に主食用水稻を作付けせずに、基幹作として作付される新市場開拓用米（輸出用米等）、加工用米又は米粉用米
- (3) 交付単価：①新市場開拓用米（輸出用米）4 万円/10a ②加工用米 3 万円/10a
③米粉用米 9 万円/10a

- (4) 採択状況 (単位：千円)

区 分	協議会数	コメ新市場開拓等促進事業費	推進事業費
要 望	29	486, 043	28
採 択	採択結果待ち	採択結果待ち	採択結果待ち

※採択はポイント数により、地域農業再生協議会単位に上位から決定。

2 畑作物産地形成促進事業

- (1) 概 要：水田における畑作物の導入・定着により、水田農業を需要拡大が期待される畑作物を生産する農業へ転換するため、実需者との結び付きの下で畑作物の低コスト生産等に取り組む生産者を支援。
- (2) 対象作物：令和 7 年産の麦、大豆、高収益作物（加工・業務用野菜等）、子実用とうもろこし
- (3) 交付単価：4 万円/10a（令和 8 年度に畑地化に取り組む場合 0.5 万円/10a を加算）

- (4) 採択状況 (単位：千円)

区 分	協議会数	畑作物産地形成促進事業費	推進事業費
要 望	9	536, 728	28
採 択	6	402, 164	28

※採択はポイント数等により、地域農業再生協議会単位に上位から決定。

3 スケジュール（予定）※畑作物産地形成促進事業

5 月中旬 産地・実需協働プラン提出

5 月中旬 都道府県取組計画書の承認申請

5 月下旬～6 月中旬 都道府県取組計画承認、産地プラン承認

なお、令和 4 年度までは、新市場開拓に向けた水田リノベーション事業として県農業再生協議会及び地域農業再生協議会を通して事業を実施したが、令和 5 年度からは、再生協議会を通さず国から直接、農家に対して助成金が交付されることとなった。

令和 7 年 5 月
茨城県農業再生協議会

飼料用米における多収品種種子生産の現状と今後の対応について

1 現状

本県における令和 6 年産の飼料用米は 10,347ha。このうち知事特認品種を含めた多収品種は 8,137ha で全体の 79%、残り 2,210ha（全体の 21%相当）が一般品種での対応となっている。

飼料用米の定着化による農家経営の安定のため多収品種への移行を進める必要がある。

2 多収品種の種子確保に向けた対応方針

令和 8 年産飼料用米については、多収品種と一般品種の間での交付金の価格差が 10a あたり 15,000 円とさらに開くため、多収品種への転換が一層進むと考えられることから、7 年産に引き続き、次の手法を総合的に活用し、種子確保を進めていく。

- ① 需要に応じた正種子（県種子）の確保 ② 知事特認品種の活用
- ③ 自家採種による確保 ④ 他県からの入手
- ⑤ （一社）日本草地畜産種子協会などからの入手促進
- ⑥ 民間種苗業者からの入手に係る情報提供

3 現時点での対応状況

- ① 正種子の需要に応じた正種子（県種子の確保）の確保

令和 8 年播種用種子について、「夢あおば」、「月の光」、「あきだわら」3 品種合計で 59,400kg、面積換算で 2,803ha 生産見込み。

- ② 知事特認品種の活用

「月の光」に加え、令和 5 年度に「あきだわら」、「ちほみのり」の認定を取得。現在、新たな特認取得に向けて検討中。

- ③ 自家採種による確保

チラシ、新聞広告等の広報活動により、多収品種を栽培している生産者に対して自家採種のお願いをし、その相当分の種子を新規生産者に供給できるようにしていく。

- ④ 他県からの入手

正種子について、予約申込量が生産量を超過した場合に確保できるよう他県と調整を進める。

- ⑤ （一社）日本草地畜産種子協会などからの入手促進

日本草地畜産種子協会からの種子注文については、地域農業再生協議会の必要量を県農業再生協議会がとりまとめ、協会に注文。

- ⑥ 民間種苗業者からの入手に係る情報提供

「あきだわら」、「ちほみのり」を中心に民間種苗業者からの種子の入手に係る情報について、農研機構から確認し、地域農業再生協議会等へ情報提供を行う。

令和 7 年 5 月
茨城県農業再生協議会

令和 7 年度施設園芸等燃料価格高騰対策事業について

1 施設園芸セーフティネット構築事業

施設園芸農家における生産資材費用のうち、高い割合を占める施設園芸用加温燃料の購入費用の負担を軽減し、経営安定を図るため、国の「施設園芸セーフティネット構築事業」において、野菜、果樹及び花きの施設園芸を営む農業者に対し、生産者と国の 1:1 の負担で造成された資金を交付し、農業者の支援に努めるもの。

2 事業概要

(1) 加入要件

- ・施設園芸農家 3 戸以上又は農業従事者 5 名以上で構成する農業団体等
- ・3 年間で燃料使用量を 15%以上削減する計画の作成

(2) 対象期間

- ・10 月から翌 6 月までの間から選択

(3) 対象燃料

- ・施設園芸の加温栽培に要する A 重油、灯油、LP ガス、LNG が対象

(4) 補填金額

- ・補填単価×当月燃料購入数量×70%

※急騰特例が適用された場合 100%補填

(R3. 10～R6. 6 まで全対象燃料急騰特例発動、R6. 10～R7. 2 現在までは LNG のみ急騰特例発動)

※低温特例が適用された場合 80～100%補填

3 直近 (R3～R5) 事業年度の補填金支払実績について

《交付実績》

事業年度	加入者数	補填額	対象期間
R 3	33 団体・261 名	148, 422 千円	R3. 10 月～R4. 6 月
R 4	36 団体・302 名	228, 141 千円	R4. 10 月～R5. 6 月
R 5	42 団体・348 名	332, 293 千円	R5. 10 月～R6. 6 月

4 令和 7 事業年度の公募について

公募期間：令和 7 年 4 月 15 日 (火) ～7 月 31 日 (木) (県→施設園芸協会への計画提出期限)

- ・新規参加希望支援対象者からの農林事務所への提出期限：7 月 4 日 (金) まで
- ・(参考) 令和 6 事業年度セーフティネット構築事業加入者数：42 団体・352 名

5 今後のスケジュール

- ・7 月 14 日 (月) R6 推進事業実績報告書提出 (県→施設園芸協会)
- ・7 月 31 日 (木) R7 県事業実施計画の承認申請書提出 (〃)
- ・9 月 30 日 (木) R6 実施状況報告提出 (〃)

国内肥料資源利用拡大対策事業の取組概要について

1 事業目的

近年の肥料価格の高騰を受け、海外の輸入原料に依存した肥料から、堆肥や下水汚泥などの未利用な国内資源肥料への転換を進めるため、施設整備や関係機関の連携強化を支援するもの。

2 取組概要

(1) 事業の内容

- 施設整備等への支援…堆肥の高品質化・ペレット化等、広域流通に必要な施設整備を支援。
- 国内資源の肥料利用拡大等の取組への支援…圃場での効果検証、成分分析、検討会開催、機械導入等の支援。

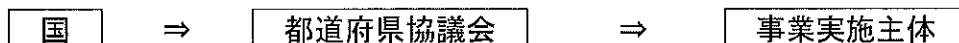
(2) 支援対象となる肥料

肥料法に基づく登録・届出がされたもの。または登録・届出されることが見込まれる肥料。

(3) 支援内容

事業費の 1/2 以内、または定額

3 本事業の流れ



※連携計画に定められた三者（原料供給事業者・肥料製造事業者・肥料利用者）がすべて県内に所在する場合については、管轄する都道府県協議会に申請。なお、連携計画が複数の県にまたがる場合は、事業実施主体が直接国に申請する。

【農林水産省（関東農政局）とのやりとり】

- 事業実施計画の申請・採択、交付申請・決定
- 実施状況報告書（実績報告書）の提出

【事業実施主体とのやりとり】

- 申請書類の確認
- 交付申請に対する交付決定・支払
- 遂行状況報告書・実施状況報告書（実績報告書）・評価報告書の確認
- 事業実施に関する事務及び指導・監督、現地確認等

4 今後のスケジュール（第 3 次募集の場合）

令和 7 年 4 月 18 日～5 月 16 日 応募受付期間（事業実施主体→県）

～5 月 26 日 事業実施計画書の確認・提出（県→地方農政局）

6 月頃 関東農政局へ県協議会の承認申請

8 月頃 事業実施主体への交付決定通知～支払い

令和 8 年 1 月 31 日 遂行状況報告書の提出

4 月 10 日 実施状況報告書（実績報告書）の確認（令和 10 年 7 月 評価報告書提出）

※なお、農政局への申請書の提出期限までに県協議会の承認手続が間に合わない場合は、県協議会の必須構成員である県が申請書を取りまとめ、農政局に報告する。その後、承認手続完了後に県協議会から改めて申請書を農政局に提出することとなる。

【令和6年度補正予算額 6,390百万円】

183

令和 7 年 5 月
茨城県農業再生協議会

茨城県農業再生協議会 会長 殿

内部監査責任者（JA中央会） 齋藤 豪
内部監査員（茨城県） 佐藤 恵利

令和6年度下期 茨城県農業再生協議会 内部監査結果報告書

茨城県農業再生協議会内部監査実施規程に基づき実施した内部監査結果について、
下記のとおり報告いたします。

記

1. 実施日時
令和7年4月18日（金） 13:30～15:30
2. 実施場所
茨城県JA会館 3階 中央会ミーティングルーム（大）
3. 受検者
茨 城 県：舟橋 義貴、藤本 雛子、重藤 富美江、高田 英明
JA中央会：田中研一、寺山義弘、高橋望美
4. 監査項目及び範囲
令和6年10月1日から令和7年3月31日までの文書・会計事務処理等
5. 内部監査結果
 - (1) 指摘事項
なし
 - (2) 要望事項
なし

以 上

(案)

第 1 号議案 役員の補欠選任について

【提案理由】

当協議会の会長であった鴨川修氏は、令和 7 年 3 月 31 日付け人事発令通知により、茨城県農林水産部長を退任したことから、茨城県農業再生協議会規約第 7 条第 2 項の規定に基づき、会長の選任をお願いしたい。

なお、事務局案は下記のとおり。

記

役員	組 織	役 職	氏 名
会長	茨城県農林水産部	部 長	三宅 建史

(任期は、本総会の終結時から令和 8 年 5 月の通常総会まで)

<参考>

茨城県農業再生協議会規約

(県協議会の会員)

第 5 条 県協議会は、別表 1 に掲げる会員をもって構成する。

(役員の定数及び選任)

第 7 条 県協議会に次の役員を置く。

(1) 会 長 1 名

(2) 副会長 1 名

(3) 監 事 2 名

2 前項の役員は、第 5 条第 1 項の会員の中から総会において選任する。

3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の任期)

第 9 条 役員の任期は、3 年とする。

2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。